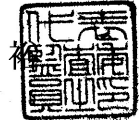


幸田町監査公示第14号

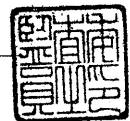
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和7年2月28日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

1 監査の種別
定期監査

2 監査の実施年月日
令和7年2月27日

3 監査の対象課名
住民こども部住民課及びこども課

4 監査の対象事項
令和6年12月31日までの予算執行状況について、財務に関する事務が適正かつ効率的、計画的に行われているかを主眼に監査した。

5 監査の実施内容等
幸田町監査基準に基づき、予算執行状況書及び関連調書について、あらかじめ対象課に提出を求め、適正かつ効率的、計画的に予算が執行されているかを事前確認した上で、幸田町監査実施着眼点にある評価項目に照らし、対象課職員から説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果
おおむね適正と認める。
なお、備品管理について、こども課にあっては、台帳と現物の照合作業が実施されていなかった。毎年度実施されるよう努められたい。